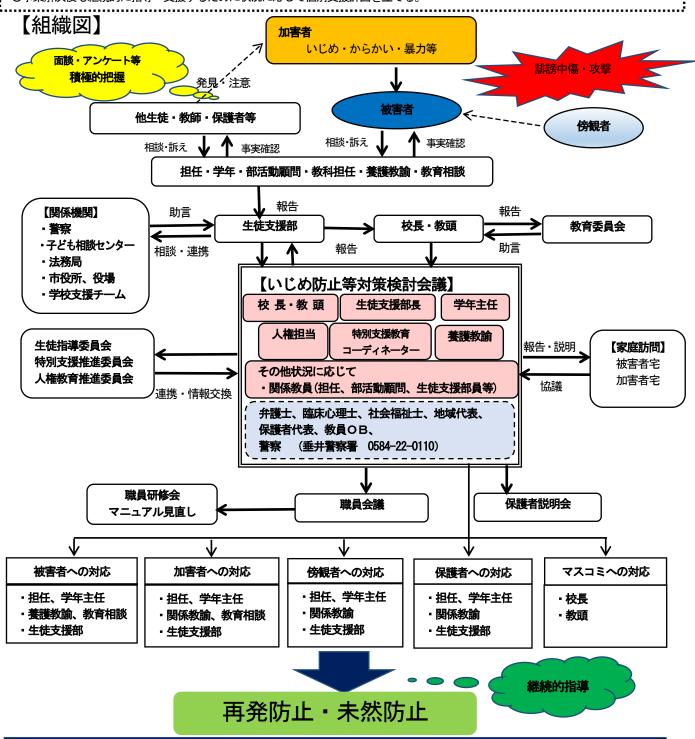
校内指導体制及び関係機関

いじめ問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人一人が、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、未然防止、早期発見早期防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

いじめ防止等対策検討会議

〇校長、教頭及び生徒支援部長を中心に、学年主任、特別支援教育コーディネーター、人権担当、養護教諭で編成する。 (事案の状況に応じて、関係職員、第三者(弁護士、臨床心理士、社会福祉士、保護者代表、地域代表、教員OB)を入れ適宜編成する。 〇事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てる。



学校全体で温かい学級経営や教育活動を展開していくためには、教職員の共通理解・共通行動が不可欠であり、お互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制作りをするとともに、生徒と共感的理解に努め、教職員が心を通い合わせる学校作りを推進する。